

倉敷市道街路樹自動車衝突事故

損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

倉敷市道街路樹自動車衝突事故損害賠償請求事件

〔一審判決〕平成一三年八月二三日

岡山地方裁判所 請求一部認容（確定）

1 事件の概要

原告の被用者が普通貨物自動車（以下「本件車両」という。）を運転して市道を走行中、対向車をやり過ぎそうとして車道左側（路肩側）に寄ったところ、街路樹の枝が車道に張り出していたため、本件車両の荷台アルミ箱がこれに衝突し、さらに本件車両が前方の街路樹に衝突して損傷した。

原告は、本件事故は、本件市道上の街路樹の設置又は管理に瑕疵があったために発生したものであるとして、被告市に対し、国家賠償法二条一項に基づく損害賠償請求をした。（請求額…四三六万九、三五〇円）

2 被告市の主張

街路樹の枝が車道に張り出していたことはなく、過去五年間に街路樹の枝が通行の邪魔になるとの苦情を受けたこともない。本件事故は、本件車両が街路樹に一方的に衝突したために発生したものであり、運転者の一方的過失によるものである。よって、被告市には、街路樹の設置又は管理につき瑕疵はなく、国家賠償法一条一項の責任はない。

3 事実

① 本件市道は、北東方面から南西方面へ走る道路中央線の表示のないほぼ直線の道路であり、東側には用水路、西側には工場敷地があり、制限速度は時速三〇キロメートルに規制されている。

② 本件車両の荷台アルミ箱が衝突した箇所の車道幅員は、約三・八二メートル、道路東側の路肩の幅は、約一・四六メートル、街路樹は外側線から約一・〇二メートル隔てた路肩上に植えられている。また、本件車両が衝突した箇所

の車道幅員は、約三・九〇メートル、路肩幅及び外側線から街路樹までの距離についてはそれぞれ一・四三メートル、〇・九一メートルである。

③ 街路樹は、本件市道の東側の路肩上に約一五メートルの間隔で植えられており、高さは五メートル、幹は二〇〜三〇センチメートル、枝も相当程度の太さがある。

本件事故現場付近の街路樹には、幹が車道側に傾いているものや、枝が車道の方に向かって突き出ているものがあり、その中には道路東側の外側線にかかりそうなものもみられる。

被告は、年二回ないし三回、業者に委託して街路樹の剪定をしていたが、さらに本件事故後、歩行者や車両の通行の邪魔になるような枝を切除するよう業者に指示した。

④ 本件車両は、長さ四・九四メートル、幅一・八九メートル、高さ二・七八メートルの普通貨物自動車で、本件事故当時、ハンドル、ブレーキに異常はみられなかった。

本件事故当時、本件車両は、時速三〇〜三五キロメートルの速度で本件市道を走行中、本件事故現場にさしかかった際、対向車をやり過ぎそうとして道路左側（東側）に寄り、そのまま進行しようとしたところ、荷台の左前部を街路樹に衝突させ、これによりハンドルの自由が効

かなくなつた状態でさらに左前方の街路樹に衝突し、停止した。

4 判決の要旨

本件市道において本件車両のような貨物自動車
が対向車をやり過ぎるために路肩上を通行すること
とは、社会通念上十分予測できる事柄であり、管理
者である被告市としては路肩部分についても走行
の安全性を確保する必要があった。しかるに、
本件事故現場付近における本件市道の街路樹の設
置・管理には瑕疵があつたというべきであり、被
告市には、国家賠償法二条一項に基づき、原告が
被つた損害を賠償すべき責任がある。ただし本件
車両の運転者にも前方不注意の過失があるため、
七割の過失相殺をする。

5 判決のポイント

① 被告の責任について

本件市道は、車道幅員が四メートル前後と比較
的狭く、反対方向への通行車両がある場合にお
いて本件車両のような貨物自動車は、ドアミ
ラーが接触することがないよう、できる限り路
肩に寄るか、又は路肩上を走行する状況にある
ことが推認されるので、本件事故当時、本件車
両が対向車をやり過ぎるために路肩上を通行す
ることは、社会通念上、十分予測できる事柄で
あるということが出来る。このような状況にお

いて、道路管理者である被告市としては、交通
量も考慮して路肩部分についてもその通行の安
全性を確保することが要求されているものとい
うべきである。

しかるに、本件事故現場付近の街路樹には、
認定事実のとおり幹が車道側に傾いているもの
や、枝が車道に突き出ているものがあり、本件
車両のような貨物自動車がこれらに接触する危
険性が少なからず認められたのであるから、道
路管理者としては、街路樹の枝が外側線にか
からないよう切除し、外側線にかかつてない
場合でも車道の方に向かって突き出ているもの
については、貨物自動車等の通行の障害となら
ないように剪定し、あるいは、これらの処置が
できない程度に幹が車道側に傾いているものに
ついては、その部分の植栽をやめるなどの方法
を採るべきあつた。にもかかわらず、被告市は
これを十分に行わなかつたのであるから、その
道路管理には瑕疵があつたものと言わざるを得
ない。

したがって、本件市道は、被告市が年二回な
いし三回街路樹の剪定を行つていたことを考慮
しても、通常有すべき安全性を欠いていたとい
うほかなく、被告市は国家賠償法二条一項に基
づき、本件事故で原告が被つた損害を賠償すべ
き責任がある。

② 過失相殺について

本件事故現場付近の本件市道は、ほぼ直線で
見通しが良いこと、本件事故の発生時刻は午前
一一時二〇分であり、当時の天候は晴れであつ
たこと、本件車両の運転席は普通乗用車よりも
高い位置に設けられており、街路樹の枝の様子
は比較的真近に見えること、本件車両の運転者
は、対向車をやり過ぎそうとするに際し、道路
左側に寄つてそのまま進行しようとしたため本
件事故を起こしたものであり、停止していれば
本件事故の発生を回避できた可能性があつたこ
とが認められることから、本件車両の運転者は、
普通貨物自動車の運転者として、前方注意義務
を怠つた過失があつたといわざるを得ず、その
割合は七割と認めるのが相当である。